

ナビゲーション・インストラクター養成講座の一部免除に関する内規
(NI 規程 7、8 条)

公益社団法人日本オリエンテーリング協会
普及・指導委員会
(ナビゲーション・インストラクター資格認定小委員会)

第一条 免除対象者

以下の者を免除の対象とする。

- ・ (公社) 日本オリエンテーリング協会のディレクター 1 級 2 級
- ・ 日本山岳・スポーツクライミング協会の「山岳」の指導者資格を持つ者
- ・ 日本山岳ガイド協会登録ガイド

第二条 免除内容

ナビゲーション・インストラクター養成講座の内容は、以下の①～⑧から構成されている。

- ① ナビゲーション指導の要点
- ② スキル検定について
- ③ 屋外講習の計画と実践
- ④ 屋内講習の計画と実践
- ⑤ 資料や地図の作成について
- ⑥ 講習会のアシスタント

第一条で示した対象者に対して、それぞれ以下の項目を免除とする。

- ・ (公社) 日本オリエンテーリング協会ディレクター 1 級 2 級 ⑤⑥
- ・ 日本山岳クライミング協会の指導者および日本山岳ガイド協会登録ガイド ⑥

第三条 その他免除対象

その他特段に考慮すべき実績がある受講者に対しては、資格認定委員会の議を経て、他の項目についても免除することができる。

附 則 この内規は、平成 30 年 6 月 20 日より施行する。